

第 10 回条例検討専門委員会議事録

日時：平成 22 年 11 月 16 日（火）19：00～21：00

場所：障害者総合支援センター研修室

次 第

1. 開会
2. 議題
 - ・ 前回議事録の承認
 - ・ 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）の最終報告にむけて
3. その他
4. 閉会

配布資料

『第 10 回条例検討専門委員会』次第
第 10 回条例検討専門委員会 座席表
第 9 回条例検討専門委員会議事録（案）
資料 1 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例
（仮称）について
資料 2 条例案要綱（案）
資料 3 条例案要綱（案）簡略版（未定稿）
参考資料 意見募集標準様式

出席者

桑原委員、斎藤委員、柴野委員、嶋垣委員、鈴木委員、野辺委員、平野委員、増田委員、宗澤委員長、山本委員、渡辺委員、岡村課長、吉野補佐、事務局職員

1 開会

（宗澤委員長）

みなさん、こんばんは。定刻になりましたので、「第 10 回条例検討専門委員会」を開催させていただきます。ここで議題に入ります前に、事務局より本日の資料のご確認をお願い致します。

(事務局) 吉野補佐

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした資料と致しましては、

『第10回条例検討専門委員会』次第

第10回条例検討専門委員会 座席表

第9回条例検討専門委員会議事録(案)

資料1 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例
(仮称)について

資料2 条例案要綱(案)

資料3 条例案要綱(案)簡略版(未定稿)

参考資料 意見募集標準様式

の以上7点でございますが、よろしいでしょうか。

まず、今後の日程について報告させていただきたいと思っております。延期となっておりますパブリックコメントにつきましては11月18日から12月17日まで実施することとなりました。また、前回の条例検討専門委員会を始め、要望が多く寄せられておりました、条例について話し合う100人委員会の開催につきましても、12月3日金曜日18時30分から桜区にありますプラザウエスト多目的ホールにおいて、条例要綱(案)をテーマに開催することにいたしました。なお、これらの日程の変更に伴い、答申案を決定する第5回障害者施策推進協議会は平成22年12月21日火曜日、14時から消防庁舎3階の講堂で開催することになりましたので、合わせてご案内申し上げます。

本日、条例要綱(案)を配布させていただいておりますが、今回の専門委員会においてご意見を頂戴し、修正を行ったものをパブリックコメントにかけるという方向で進めさせていただきたいと考えております。どうか、よろしくお願い致します。

2 議題

前回議事録の承認

(宗澤委員長)

それでは次第に沿いまして、議事の進行をさせていただきたいと存じます。まず、前回の「第9回条例検討専門委員会議事録(案)」につきまして、委員会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、今月上旬に本日の委員会の開催通知と合わせまして、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正のご意見がなければ、議事録については承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(宗澤委員長)

それでは承認を頂戴しました。

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の最終報告にむけて

それでは、議題の2、「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の最終報告にむけて」、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)吉野補佐

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の最終報告に関しまして説明します。

【資料1の説明】

まず、資料の1の「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)について」を御覧ください。こちらはパブリックコメントに際し、概略版として配布するもので、条例の特徴をわかりやすく示したものでございます。1ページ目でございますが、上段の囲みの部分は、本条例の制定の趣旨を記載させていただいております。下段の囲みの部分は、要綱(案)の特徴を4点ほど記載させていただいております。

要綱(案)の特徴の1点目は、障害のある人を「保護の対象」ではなく「権利の主体」として捉えていることで、これまでは、障害のある人に対し、福祉の対象者として考えておりましたが、この条例では、障害のある人も社会の一員として責任を分担し、必要な支援を受けながら、自分で決めたことや選んだことに基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加、参画する「権利の主体」として捉えることとしております。

次に、2点目は、障害のある人の権利を擁護する仕組みを盛り込んだことでございます。障害者の定義につきましては、これまで医師の診断等に基づき、その症状や程度によって障害を規定しておりました。これを医学モデルと呼んでおりますが、本要綱(案)ではこの医学モデルに加え、「障害」を個人の外部に存在する、社会の障壁との相互作用により生ずるものとしてとらえる考え方、これを社会モデルと呼んでおりますが、この社会モデルをも取り入れたものとしております。また、「差別」の定義につきましては、「日常生活の中で支障があったときに障害者の環境を調整する」、合理的配慮を行わないことも、差別に含むこととしております。さらに、実際

に差別が行われたときに相談や助言、あっせんを行う仕組みを作って、差別をやめるように勧告をしたり、場合によっては公表することとしております。なお「虐待」の防止につきましても、「虐待」の通報があった場合には、市が調査を行い、障害のある人の安否を確認したうえで適切な対応をとることとしております。

3点目は、地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行うための基本的な理念を示しております。障害のある人とその家族の負担が軽減されるよう総合的な生活支援を行うことや障害のある人が働くための就労支援、また、障害のある人が住んでいる地域の学校に通えるようにするとともに、みんながともに学ぶことができるような教育を行うといった教育環境の整備を盛り込んでおります。

4点目は、ノーマライゼーション社会の実現のための施策を漸進的に進める仕組みづくりを規定しております。本条例が制定された後で、ノーマライゼーション社会が瞬時に実現するものではなく、その後の継続的かつ漸進的な取り組みの推進により、ノーマライゼーション社会に近づいていくものと考えております。そのため条例制定後の、取り組み状況を検証する仕組みをつくり、ノーマライゼーション社会の実現に向けた様々な障害者施策の方向性を明らかとしていくこととしております。以上が条例案要綱（案）の主な特徴でございます。

なお、パブリックコメントの案内については、参考資料としてお配りさせていただいたとおり、一般用のものと、分かりやすくルビ振ったもの、また、本日はお手元に配布しておりませんが、点字によるものの3種類を用意させていただいております。また、ご意見の提出方法につきましても、郵送、ファックス、電子メールのほか点字やテープによる提出も可能とさせていただいております。

【資料2の説明】

続きまして、資料2の条例案要綱（案）について説明いたします。前回配布させていただいたものをもとに、庁内の調整といたしまして法制課、都市経営戦略室等と協議を行い、パブリックコメントに付すために作成したものでございます。

初めに本条例の名称についてですが、条例検討専門委員会を始め色々なご意見をいただいているところであり、大まかなところで方向性は出ているとは思いますが、このパブリックコメントを経て、第5回障害者施策推進協議会においても議論を行っていただく予定です。従いまして、こちらの要綱（案）におきましては従前のものを掲げておりますのでご了解おきいただければと存じます。

前文

続きまして、前文について説明いたします。前回の委員会をふまえ、柴野委員に作成していただいたものを、基本的にはそのまま載せておりますが、2段目について、少し整理させていただいたのと「全国に先駆け」という部分については、千葉県や

北海道の手前もございますので、削除してございます。

第一 総則

次に、総則の部分ですが、2ページになりますが、二の「定義」の変更点について説明いたします。まず、第3項「障害」については文言の整理を行いました。障害の範囲を包括的にする規定はそのままでございます。第4項「障害者」につきましても同様でございます。第5項の「合理的配慮に基づく措置」につきましても、文言を整理するとともに、「社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担」の例示といたしまして、障害者の勤務時間又は職務内容の変更で事業目的の達成の妨げとなるもの、既存の建築物の本質的な構造の変更の2つを挙げることにより、わかりやすい表現といたしました。次の第6項の「差別」の定義につきましても、書きぶりとしては大幅な変更を行っておりますが、内容といたしましては大きく変更しておりません。(1)は、障害者に対する偏見に基づき、日常生活の平穩を妨げることを差別としています。(2)は、教育の場面の差別の規定で、合理的配慮を行わないことが差別となるという規定です。(3)は、労働の場面で合理的配慮を行わないことが差別となるという規定です。(4)は、医療、福祉を受けるときやモノを買ったり不動産を取引したりするときの直接差別を禁止する規定です。(5)は、建物や施設、公共交通機関を利用する際の直接差別を禁止する規定です。(6)は、日常生活において必要な情報を障害のある方に提供しないなどといった直接差別を禁止する規定です。(7)は、(1)~(6)までの規定のほかに、障害のある人に対し障害のない人に比べて不利に扱うことを禁止する包括規定です。前回の案では、(1)~(6)のそれぞれに入れていたものですが、雇用の機会均等などはこちらに集約させていただきました。続きまして、第7項の「虐待」の定義ですが、(2)の性的自己決定権に関する記述を「障害者であることを理由に、本人の意思に関わらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限すること、又は生殖を不能にすること。」というように整理いたしました。具体的には、障害のある人に対し、恋愛や結婚を制限するという行為が虐待に当たるということを示したものでございます。また、(6)につきましても、現在、高齢者の分野においても問題となっている、「セルフネグレクト」の状態にある障害のある人を放置することにつきましても「虐待」の一つの類型として扱うこととさせていただきます。

続きまして、基本理念につきましても、障害のある方が「権利の主体」であることを踏まえ、第1項は差別の禁止と障害に対する理解の促進、第2項は市や市民、事業者、各関係機関の連携と障害者の自己決定の尊重、第3項は市や市民、事業者、各関係機関が責務に従い、障害者が「権利の主体」として、「地域でそれぞれの役割を果たすことができるようにすること」と、いたしまして、それぞれ文言を整理し

ました。

次の市の責務には、市が関係法令を駆使し、市役所が全庁横断的に障害関係の施策に計画的に取り組むことを規定しておりますまた、市民等の責務といたしましては、障害に対する理解を深めること、障害のある方が地域で生活するということが可能にする環境の整備をお願いしているところでございます。

次の計画と進行管理につきましては、これまで雑則といたしまして後ろに入れていたものを総則の部分においたものです。市が必ずこの条例に基づいた計画を作り、実施状況を障害者施策推進協議会に報告し、それに対して協議会が市に意見を述べるという形で、計画の策定と進行管理を規定しております。

第二 障害者の権利擁護

続きまして、障害者の権利擁護、障害者への差別の禁止等について説明いたします。前回の要綱（案）では、ここで障害者の権利に関する委員会と障害者生活支援センターを規定しておりましたが、障害者の権利に関する委員会は後ろの補則の方へ移動し、障害者生活支援センターについては障害者自立支援法第 77 条の規定を用いることでセンターの役割を規定することといたしました。従いまして、九の（事案の調査）において、市と相談支援事業者が連携して差別事案の調査を行うことを規定しました。

次に、障害者への虐待の禁止等について説明いたします。前回から虐待の対応について整理させていただき、十四において、市が虐待に対応する体制を整備することと、相談支援事業者と連携し、安全確認を行う旨の規定を置きました。立ち入り調査につきましては、市の職員が行うところを明確にしました。以上が虐待のところでも変更させていただいたところです。

また、障害者への後見的支援については、ここだけ具体的な事業が規定されているのはバランスが悪く、他の例規によって定めるべきとの事から、次の障害者の地域生活の支援のほうに移動しました。

第三 障害者の地域生活の支援

それでは、障害者の地域生活の支援について変更点を説明いたします。地域自立支援協議会の規定については、補則の方へ移動しました。十九の第 3 項に、現在、地域自立支援協議会で作成している「支援指針」の活用を想定し、「別に定める指針に従い」という文言を追加することにより、支援指針が条例上に根拠を持つものであることを明確にします。二十につきましては、先ほど申し上げましたが、後見的支援についてこちらに移動させていただき、市が行う後見的支援や人材の育成を行うということの規定しました。二十二の（意思疎通等が困難な障害者に対する配慮等）につきましては、双方向のという文言が使用できないとの指摘を法制課から受けた

ことから、「意思疎通又は相互に情報を提供し、若しくは利用することが困難な」という文言に変更しました。

第四 障害者の自立及び社会参加の支援

第四の障害者の自立及び社会参加の支援について、二十三の就労支援のところにあった合理的配慮に努めるという文言は、差別の規定に盛り込みましたので、こちらでは削除しております。

第五 障害者の発達の支援及び教育の充実

次の第五、障害者の発達の支援及び教育の充実の変更点につきましては、二十六の障害者に対する包括的な教育の実施において規定されている「学校」を市の設置する学校としました。また、第2項の文言を整理するとともに、合理的配慮を行う旨につきましては、差別の規定に盛り込んだことに伴い削除しました。

第六 補足

つづきまして、第六の補則につきましては、雑則を補則に改称しました。こちらに、障害者の権利に関する委員会、地域自立支援協議会を規定することといたしました。また、前回「表彰」としていたところにつきましては「障害者に対する理解の推進」とし、「表彰」ではなく、「推奨」をすることといたしました。

また、参考といたしまして未定稿ではございますが、条例の簡略版を配布してございます。こちらは、現在教育委員会と協力の下、作成してございます。後ほど御覧いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。事務局とは別に私から若干の補足をさせていただきます。中間報告から、文言の整理、修正等が続けてきたが、基本的に中間報告で明らかにした考え方の基本について何か変わったという点は基本的にはありません。この間、今日の事務局からの報告で様々にこのように整理した、修正したといった話がありましたが、法制課との関係で文言を整理したということにほぼ尽きています。ご心配の向き等があれば存分にご意見を頂戴できればと考えていますが、根本的なことで何か変更したことはないということをご報告したい。これは、私と副委員長の平野委員と、場合によっては法制課の方も交えたところで確認作業を行ってきたことをご報告申し上げます。それでは、ただいまの説明に関しまして、条例案要綱(案)についてご意見を頂戴できればと思います。

(山本委員)

要綱(案)の第五 障害者の発達の支援及び教育の充実 二十六 「4 市及び市が設置する学校は、学校教育、社会教育及び生涯学習の場において、障害者に関する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなくてはならない。」というところで、いわゆる啓発の部分になってくるのかなと思いますが、始まりが「市及び市が設置する学校は」となっておりその後、「学校教育、社会教育の場において」と学校教育、社会教育の双方について必要な措置を講じるというように読めるのですが、文言の整理を。「市及び市が設置する学校は」とあるので、学校教育と社会教育のところが逆転しているように思えるのですが。

(宗澤委員長)

確認させていただきたいのですが、「社会教育及び生涯学習の場」というのは、「市及び市が設置する学校は」ということと、少し文言の整理があるということでしょうか。要するに社会教育は、公民館といったところが主語に含まれないと、「学校教育、社会教育及び生涯学習の場において」に繋がらないというご指摘ですね。

(山本委員)

そうですね。

(宗澤委員長)

これはその通りだと私も思うのですが、事務局はいかがでしょうか。

(事務局)小暮主任

こちらのほうについては今すぐということではないが、整理させていただきたいと思います。

(宗澤委員長)

それでは今の箇所については文言を整理するという事で確認させていただきます。

(野辺委員)

今、事務局のご説明の中に主語という言葉が出てきたのでそれに関連して、やはり教育の問題のところ、2ページの差別の定義6(2)に「教育を行い、又は受けさせる場合において」とあるが、私は前回の条例検討専門委員会の時に、これが示された時に、「障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること。」は差別であるとはっきりと明言していると

受け止めていた。もちろん今でもそうだが、ただ主語ということで読み直したりすると、これを決定すること、例えば、障害者若しくはその保護者の意見を聴いて、又は必要な説明を行って、入学する学校を決定すればそれは差別ではないのか。「決定する」の主語は誰ですか。確認ですが。他のところで、「地域の学校に通えるよう」とありましたが、本人や保護者が学校を選択する権利を持っている。権利の主体は障害者あるいは保護者だから、「決定すること」の主語は教育委員会ではないですよ。その辺りの解釈は？

(宗澤委員長)

8 ページ 二十六(障害者に対する包括的な教育実施)2「市及び市が設置する学校は、障害者が、それぞれ必要とする教育を受けることができる学校を生活する地域において選択できるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。」と「障害者が～選択できるようにするため」となっている。

(野辺委員)

それと呼応してこの2ページの二のところを考えると、十分に保護者や本人の意見を聴き、必要な説明を行って、入学する学校を決める。それが差別のない教育ですよ。そういうことを行わないで、十分な説明をしないということや、教育委員会や就学指導委員会などが、親や本人の気持ちや考えを無視して学校を決定するのは差別であるということはある。前提として、学校を決定するのは就学指導委員会や教育委員会にある、ということが含まれているのですか。そういうことはありませんか。その辺が曖昧だと思った。主語が曖昧だと思います。

(宗澤委員長)

事務局お願いします。

(事務局)小暮主任

就学を決定するのは学校教育法等に定められています。必ずしも保護者が決定するものではない。入学するときに決定するのは、教育委員会であり、学校である。主語ということでは、権限がある教育委員会もしくは学校ということになります。

(野辺委員)

そういう事なのですか。それは、私はおかしいと思っているので。

(宗澤委員長)

この間、東松山市の教育委員会のヒアリングも含めて、要するに、国の法制度上そ

ういう仕組みがあるが、東松山市の場合、東松山市として、障害のある子ども自身や保護者の権利を全面的に保障するシステムをつくる努力をしてきた。それをやるということです。国の法制度を否定することは条例ではできない。

(野辺委員)

できないけれども東松山市にならって、さいたま市ではそのようにやる。

(宗澤委員長)

そのようにするという方向性を明記する。

(野辺委員)

そういう風に受け取っていいのですね。分かりました。確認です。

(斎藤委員)

たくさんあるので少しずつお聞きしたいと思います。前は委員会の時に、その日に頂いたのでうまく読み込めなかった。

中間報告との関係で、中間報告の定義では障害者の定義となっていたが、今回は、障害と障害者の定義を分けている理由を教えてください。これはとても大事なところだと思う。社会モデルの考え方を採用するということだが、障害の定義のところで「欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で社会的な支援を必要とする状態をいう。」ということが、これが本当に外側の環境との相互作用があって、障害ということの社会モデルがあるのではないかと思うが、結局、欠損、喪失という医学モデルの部分があるからということだと、医学モデルではないかという気がする。この辺りが、法令との関係があり、限界があって精一杯というところであればそこもご説明いただいたほうがいいと思う。障害者のところを、「障害があるとともに」となっているが、環境との相互作用という、その辺のところが多様な風に定義のところに反映されているのか、限界があっても、どんな点で精一杯やっているのかということ、まず教えていただければと思います。

(事務局)小暮主任

まず、環境との相互作用という部分につきましては、いわゆる「社会の障壁」という文言は現行の法律上にはないので、条例をつくる立場としてはそのまま持ってくるわけにはいかないという制限がありました。我々として色々と調整を行って行く中で、「日常生活又は社会生活を営む上で社会的な支援を必要とする状態をいう。」ここを社会モデルとして捉えさせていただいた。「障害」と「障害者」の定義を分けたということについては、障害は誰でも起こりうるという前提のもの。心身の機能

について、これは医学モデルではないかという指摘もありましたが、ここには程度というものを加えていません。例えば、顔に痣がある方の場合、顔に痣があっても普通に日常生活を送り、働いたりしている場合、その方については、それが障害ではないと捉えます。しかし、痣があることにより、就職ができない。そういった場合には条例における「障害者」になり、6以降の差別の対象、7の虐待の対象に入ってくる、というような形でご理解いただきたい。

(宗澤委員長)

今の説明でいかがでしょうか。

(斎藤委員)

分かったような、分からないような。社会的な支援を必要とするということで、外的な要因との関係性がどこまで捉えられるのか。全体として条例が実効性のあるものに繋がっていけば私も問題ないと思っているが、その辺りのところが、社会モデルと標榜する時にどうかなと思う。

(宗澤委員長)

ここは庁内の中で最もやり取りのあったところ。権利を守るべき、あるいは権利の主体である人。人に関する規定がいるということで、「障害」とは別に「障害者」を定義した。社会モデルとしていうならば、3の「障害」の規定のところは現行法制度とICFの考え方等で、内閣府にまで足を運び、ぎりぎりの表現をとった。4(2)で「日常生活等において活動の制限、又は参加の制約を受けている者」というところに、斎藤委員からご指摘いただいた、外的諸条件との相互作用によって、活動の制限、又は参加の制約を受けるという意味をここで出した。これはICFの表現どおりです。そういう形で3と4で社会モデルを何とか完成させた。そういう構成をとったつもりなのですが。

(斎藤委員)

たぶんこのところは、障害者基本法の改正をめぐっても議論の最中なので、それがどう変化するか分からないが、この条例においては、趣旨として、そういう観点で実行できるということが抑えられているギリギリのところであれば良しなんだろうと思うが、もう少しみんなで考えてみる必要があると思う。

続けて、(定義)5「合理的配慮に基づく措置」ということで、ここも前は合理的配慮の規定だったと思うが、「合理的配慮に基づく措置」になっている。分かりやすくということで例示規定を置いたというご説明だが、私はちょっとこの例示規定は問題があるのではないかと思います。なぜ。この例示規定を置くことによって、合理

的配慮に基づく措置への免罪符みたいなことが強調されるのはどうか。最初のところはそう思った。その辺のところでご苦労されたことも説明いただきたい。

(事務局) 小暮主任

こちらの「合理的配慮に基づく措置」ということは、「合理的配慮」だけでは内面に留まってしまう。具体的にアクションを起こすということで、「合理的配慮に基づく措置」に変えました。

例示につきましては、千葉におきまして、千葉の書きぶりを参考にした。「社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担を課すものを除く。」が千葉で使われていた表現。これが具体的にどういったものなのか実際の運用で行って行く時に、この後に設ける障害者の権利に関する委員会の皆さまが大変ご苦労されるのではないかということで、色々な事例な積み重ねもあるが、まずはひとまずの考え方として、こちらの2つの例を挙げさせていただきました。1つ目は当該障害者の勤務時間ということで、漢字が多くてどこがわかりやすいのかということはあるが、分かりやすく事務局が1つずつ事例を考えると、例えば豆腐屋さんがあり、豆腐屋さんは朝が早い。たまたまそこで働いている障害のある方が朝はどうしても難しい、夕方なら働ける。そうなってしまった場合、業務の目的と本人の働ける時間の落とし所が難しくなってくる。そういった場合は差別にあたらない、合理的配慮に基づく措置には入らない。というところなんです。2つ目の既存の建物については、例えば、車椅子の方が行ったところが、たまたま古い構造であったり、歴史的な建造物で、ある程度改造した場合、歴史的な価値が失われてしまったり、建て替えなければどうにもならない、といったような負担がある場合、合理的配慮から除外しますという考え方です。2つの例示としては以上です。

(宗澤委員長)

ここの部分について、私から補足します。以前、合理的配慮の解説で「気づかい」とありました。こういう誤解を招くのはまずいので、「合理的配慮に基づく措置」で良いだろうと私も考えた。括弧書きについては法制課が例示を入れたら納得するというのであった。要するに、現行法制度上、特に問題とならない例示であればそれでいいかと。つまり、勤務時間や職務内容でその事業所の事業目的と基本的に矛盾が生じるような場合、これは、合理的配慮を事業目的まで変えてしなければならないというのはおかしい話であるということを言っている。それと、既存不適格や歴史的建造物の場合、「スロープをつける。」「エレベーターをここに設置できるじゃないか。」ということは合理的配慮に基づく措置になるが、「建て替える。」というのは過重な負担にあたるということを例示したという趣旨であったので、この案に

なった。

(斎藤委員)

私の意見としては、具体的な部分の例示はしないほうが良いのではないかと。勤務時間、建物の問題、そこだけを引っ張っていくのはどうなのか。かなり具体的なので、これが、簡略版だととても分かりやすく書いてある。これは、「合理的配慮に基づく措置」ということを正しく浸透させていく上で、先入観というのを最初につくってしまうのではないかと。やはり、「権利の主体」であり、「社会モデル」ということを入れ込んだ条例の積極性からいくと、やはりこの個別具体的なところは気になる。柴野委員も法律の立場から規範性なども含めてどうなのか、意見をいただきたい。

(柴野委員)

例示と言われれば例示だと思うが、例示かどうか分からない。除くことの例示だと思うが、どういう時に除くのかの概念としては、「人的、物的、経済的、その他過剰な負担」の例示ということか。

(宗澤委員長)

そういうことです。

(柴野委員)

ケースバイケースな中の1つの例示。入れなければいけないという法制課の考え方の意味は？分かりづらいから？抽象的でかえって概念が広がりすぎて制限される部分が大きくなるからなのか。普通は例示するなら、限界事例で、「ここまでないと駄目だよ。」となるが、これは何となくの例示だから、広くもないし、狭くもないし、何の例示なのかははっきりしないから、変な感じがする。

(事務局) 小暮主任

条例上、千葉と同じような文言ですと、何が過重な負担なのかわからない。社会通念上相当と認められる範囲は何かということで、輪郭すら伺えないということで、法的な範囲がどのくらいにあるのかをイメージさせるものを示さないと、双方の主張が遠くて、実際の運用において調整することが難しいという趣旨から、法制課から3つ、4つ例示をと言われたが、まずは2つほど、過重な負担がどのくらいのものかを見せるために入れた。

(柴野委員)

百歩譲って、そうするのだとしても、それなら、「これならオッケーで、これならバ

ツ。」という限界事例を同じ事例で2つ出さないとダメなのではないか。「こういう場合は過重な負担で、こういう場合は過重な負担にならない。」と共通項で出さないと。そもそも、ここに書かれている「事業の目的の達成の妨げになる」とか「本質的構造の変更」ということ自体が評価じゃないですか。そのお店の事業主として、事業の目的として、「朝に豆腐をつくらなければ駄目だから。」これが目的と言っても、ニーズとの兼ね合いで仕事の考え方って色々あるわけだし、「本質的構造」と言っただけで、建て替えてまで、お客さんが入る建物をつくったほうが良いという考え方もある。そこは個別具体的なものと且つ、所有者であり事業者の価値判断の問題に委ねられるのでは。例示としては不適切だと思う。

(宗澤委員長)

柴野委員にお聞きしたいが、私個人としては、合理的配慮はケースバイケースで考えていかなければならないだろうと考えていた。したがって、今の段階で合理的配慮は「ここまでしないと駄目だ。」と決めてしまわないほうが良いと考えていた。ひんしゅくを買うような言い方かもしれないが、訳の分からない例示で法制課が納得してくれるなら、はっきりしないまま押し切ろうと考えた。つまり、これではっきり全部決めているわけではない。この程度で法制課が納得してくれるならいいや、と。私は最後まで例示を入れることには基本的には反対であった。

(柴野委員)

それならもっと訳の分からないほうが良い。これはちょっとわかる。

(嶋垣委員)

たぶんですね、この例示の部分のところだと、今の意見を伺っていると、例示があることによって誤解を受けるのではないかとか、先入観が出てしまうのではというのは、まさに考える部分ではないかと私も思います。明確な言い方が思い出せないが、欠格事項はどんどんなくす方向になっているので、それはどういうことなのかというと、あんまりはっきりとしたことを書かずに、求めるものについては要望をかなえるという流れになってきている。1つ提案だが、就労の部分で合理的な配慮を考えると、私は条例の中にどのように落とし込むのか案は浮かばないが、障害があることによって、こういう作業をしたり、こういうことをやろうと思った時に、こういう措置をしておかないと安全面でものすごく問題があるとか、安全配慮義務みたいなところは、事業者によっては、労働安全法などの別の法律もあるのでやらなければならないが、どうも障害者に対する合理的配慮は非常に分かりにくいという部分がある。ここの部分は事務局もご苦労されてすごく出されたと思う。はっきり言ってしまうと、「合理的配慮」という言葉だけが一人歩きし、実際に「合理的な

配慮は何なの？」という、ほとんどの人がわかっていない。ある面では、例示を入れるのも大事だとも思う。一方、今の色々なご意見のように、逆に例示をすることによって、他のところがどうなのかわからなくなってしまうという部分がある。どうしてもここは、事業者と雇用される障害者ということで考えた時に、「安全」とかそういうキーワードを入れるのはどうなのか。

(柴野委員)

嶋垣委員の話の流れと同じだとは思うが、聞きながら思ったのは、例示として出すなら、「合理的配慮に基づく措置」の例示を出す。入り口に段差をなくすとか、勤務時間を短くするとか。でもそのことによって、「家を全部壊すのはちょっと。」「それで仕事が成り立たなくなっちゃうのはどうも。」そういう話だと思う。もし出すなら、こういう書きっぷりがいいと思う。「合理的配慮に基づく措置」の例示がないから不自然だと思う。

(平野委員)

技術的なところでかかわっていたが、ここも厄介なところで、法制課や市の上のほうから求められたのは、柴野委員が言っていたように限界基準。「これを満たさなければアウト」あるいは、「これをやったらアウト」といったものを示すようにと。何故かという、合理的配慮については差別の勧告などに繋がっていくので、「絶対的に基準を示せ。そうでないと勧告とかに持ちこたえられない。」と言われた。それに対しては「ノー。」と言った。なぜかという、合理的配慮は変わるもの。だんだん世の中が変わってくれば、だんだん広がっていくし、進歩していく。固定することはまずい。絶対的な基準をつくれれば建築基準と同じで裏をかかれる。それがあって、絶対的なものをつくるのは避けたい。緩くしたいという経緯があった。それで例示の問題が出てきた。良いほうの例示を出すのか、悪いほうの例示を出すのか。良いほうの例示をつくってしまうと、それを満たせばいいというように、形式的を満たせばいいというものが出てきてしまう。形式をとるか実質をとるか。そこで考えたのは、「これだけやれば合理的配慮としていい。」となってしまうと、格好だけつけて裏はそうでもないということになってしまう。障害者を雇用しているがやっている中身は乏しくないというようになってしまう。悪いほうを捨てるようにしたほうが障害者にとっては実質的にはいいのではないかということで、配慮に基づかない場合はどうなのかということを示した。苦し紛れでこういう流れにした。

(平野委員)

もし悪い事例にするのなら、「事業の目的の妨げにもならないのに勤務時間を変更すること」というような言い方にしないと変ですよ。

(斎藤委員)

私も一読した時に、具体的な差別事例で働くこともいっぱい出てきた。その人達の気持ちを思った時に、その方たちが、「自分は働くことで色々な差別を受けている、もっとこうしたいのに。」とされている方がこれをみると、「働く時間が長くできないとしょうがないのか。」と感じてしまう。そういう意味でのデリカシーも配慮したものではないと、この条例の文案自体が差別文案みたいな印象もある。それが率直に感じたことです。

(宗澤委員長)

今、柴野委員が最後に発言されたように、ちょっと言い回しを変えろという努力をしたいと思います。事務局いかがですか。

(事務局) 小暮主任

そちらについては、はい。

(宗澤委員長)

先ほど平野委員がおっしゃった趣旨に加えて、例示をすることによって、私が気をつけたことは「合理的な配慮」は個別具体的なケースの検討を除いて、「ここまで」だとか、そういうような杓子定規な規定にならないように努めた。この趣旨についてはご理解いただけるとと思いますので、柴野委員や斎藤委員から頂いたご意見を活かす方向で書きぶりを調整したい。

(増田委員)

資料1のところ、「この条例では、障害のある人を社会の一員として責任を分担し、必要な支援を受けながら、自分で決めたことや選んだことに基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加、参画する『権利の主体』として捉えます。」の中で、「この条例では、障害のある人を社会の一員として責任を分担し」と最初にきている。「権利の主体」ということを謳っているのだから、責任論のところは、今、自立支援法でも自己責任を強調して押しつけられている実感というのがあるので、ここに敢えて「責任を分担し」というところが本当に必要なのか。

要綱(案)で、差別を規定するところの冒頭がとってもあっさりしてしまった印象がある。前の中間報告では直接的差別にも触れ、それにプラス合理的配慮がないことが差別という、というような表現があったかと思う。直接的差別も現前としてある。「障害者のもつ障害に関する理由に基づいて、その理由が適用されない場合の他の処遇に比べて、障害者を不利に処遇し、又は処遇しようとする事」があり、

及び合理的配慮ということで、今の日本の状況ではそういう差別も含めて、それと合理的配慮と厳密にしないと、その部分は残っているのではないかと思いました。

(宗澤委員長)

委員の皆様方にご異論がなければ、私も資料1の条例案要綱(案)の2行目、「この条例では、障害のある人を社会の一員として」と区切り、「責任を分担し」という文言を取ってしまってはどうかと思います。結局、参加、参画する権限の主体であるということに伴う責任はあるわけですから、つまり、わざわざ「責任を分担し」という言葉を入れることで、増田委員がおっしゃったように、自立支援法等で責任ばかりを押しつけるというよからぬ印象を前に出すことは回避すべきだと思います。それから、直接差別と合理的配慮に基づく措置を両方わかるようにというご指摘であったが、一応、私としては条例案要綱(案)で全部ひっくるめて包括規定を置くことで趣旨を活かしたということなのですが。

(平野委員)

差別はさっぱりしました。これは法規のほうで「あまり細かく規定すると馴染まない、すっきりしてくれ。」というのと、「直接的差別と間接的差別を入れると、それをどう区別するのか。」どっちがどういうもので、その区別の認定や定義はどうするのか。そういう問題が出てきてしまう。書いて、細かく認定するだけだと厄介になるのでぼやかした。趣旨として入れたが、「はっきりと入れてしまうと何が直接差別で何が間接的差別でそれをどう認定するのか。」という問題が出てきてしまうので、ということが技術的な話です。

(宗澤委員長)

合理的配慮は障害者の権利条約で出てきた概念なので、これは受けなければだめだという認識がありました。合理的配慮のところではつまらない問題をつきつけられたものだから、直接的差別と間接的差別のところでは細かく規定し、それに例示をしるとなると、やり取りしてられないので、包括的に差別を規定する方針をとった。他にいかがでしょうか。

(斎藤委員)

要綱(案)の(基本理念)のところだが、中間報告から少し枠組みが変わっている。少しその説明をいただきたい。文言の整理というご説明があったが、ニュアンス的にどうなのかいまひとつ理解ができないのでご説明いただきたい。それから、差別克服のところ。「それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない」となっているが、「深めるとともに」にさせていただいたほうがいいと思う。

要するに、障害の理解がなかったら進まないような感じがある。この似た表現がいくつか出てくる。「理解を深める」ということが全体を通して、色々なところで強調されていて、それはそれで大事なことだが、障害の理解がなかったら進まなくてもいいのかというように、日本語的に読んだ時にそのような印象が付きまとった。どうなのかというのが1つある。いかがでしょうか。

(宗澤委員長)

貴重な御指摘であったかと思うが、私個人の理解は、結局それぞれの障害の状態やそういう障害を持つ人が、特定の環境条件のもとで、特定の困難を持っている。要するに、障害者の持っている事情を理解せずに問題克服を考えてはいけないよ、というような趣旨として受けとめていた。ただ、斎藤さんから御指摘あったような受け止めもあるかなと思いますので、ここについて事務局ありますか。

(事務局)小暮主任

事務局です。こちらについては一般の市民の側の立場、これは市民全体のための条例であるという認識のもとで、これまでの100人委員会でも理解が差別と不可分な関係にあるということを強調しなければならない。こちらについてはなるべくならそのままいかせていただきたい。

(斎藤委員)

それは分かっているので、ちょっと表現についてはどちらがいいかは議論が必要かと思う。

(基本理念)3の最後で「それぞれにふさわしい役割を果たすこと」という意味がよく分からない。先ほどの責任論につながってしまう。簡易版では「自分らしく」ということがある。趣旨としてはそういう形での社会への参画だと思うので、「ふさわしい役割を果たす」という表現も一考していただきたい。

(平野委員)

言葉の説明だが、その前に「市、市民、事業者及び各関係機関がそれぞれの責務に従い」というのをひっぱっていて、「市、市民、事業者及び関係機関が」それぞれの責任と役割を果たすということ。

(斎藤委員)

でも簡易版は「社会の一員として…」となっているが

(宗澤委員長)

簡易版についての経緯をご説明します。先々週に私がさいたま市教育長にお会いし、とりあえず解説文に変えたものを雛形として、教育委員会で正式に取り組んでいただくことをお願いし、これはまだ細かい部分はまったく検討されていないものです。そのため、(未定稿)となっている。それでも資料としてとりあえず出して欲しいということをお願いしたもので、この案をお作り頂く際に、小学校5、6年生の社会等の教科書で使われている文言、文章を下地にした上で、とりあえず作っていただいた。とりあえずということでお考えいただきたい。

(柴野委員)

先ほどの文章は、何回読んでも、つながっているように読めない。

(平野委員)

直すと本当はこうなるのでしょうか。「障害者が市民の一員として地域に生活し、市、市民、事業者及び各関係機関がそれぞれの責務に従い、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるように取り組むことにより行わなければならない。」とすればすっきりする。間に入ると問題があるので。

(斎藤委員)

そうですね。

(宗澤委員長)

修正文の意見が出たがどうでしょうか。

(事務局)小暮主任

その場合、(基本理念)の3は何を表すのか。この3項は役割を果たすということについて、今までの施策推進協議会の中でもそれぞれの会の中でも逆にこれを評価する意見もあったので、むげに言葉をいじってしまうのはどうなのか。もう一度過去の議事録等を勘案しながら整理させていただきたい。

(宗澤委員長)

これまでのご意見を頂いていることについて文章を変更するわけではない。「それぞれにふさわしい役割を果たす」という文言の位置と言葉遣いが市、市民、事業者及び各関係機関が」ということを受けているというように読めないという御指摘を受けたので、文章の並びを変えるということを検討したいということで、ご理解いただけないでしょうか。

(事務局)

検討します。

(宗澤委員長)

今の柴野委員、斎藤委員の意見は活かす方向で努力します。

(斎藤委員)

6ページ「第三 障害者の地域生活の支援」この最初のところ。そこのところを変えられないか。ここは具体的な施策に繋げていくとても重要な章になると思う。色々な表現がある。「努めなければならない。」「行わなければならない。」「必要な施策を」、「必要な支援を講じるよう」、「必要な配慮を行う」等の文言があり、これが現時点での調整の結果だと思っている。そういう意味でここの章のところの具体的にやると書いてある部分と、「努めていく」ということや「施策」と「配慮」と「支援」というところの現時点での条例の持つ限界の部分と今後の課題を、これこそが100人委員会ですらやってきた中で、共有していくことが重要ではないか。ちょっとそのあたりも立ち入ってご説明いただきたい。そのほうが条例を生み出していく意義、これを足掛かりとしてどこに向かっていかなければいけないかがはっきりすると思う。この条例ができてものすごく期待があると思う。この期待をちゃんと実現していくためにも、今は法律的にも庁内的にもここ限界があり、「だけれども、そこは次に向かっての課題だよね。」ということが見えていくことが必要な章ではないか。就労等についても全部同じだが、そういう観点から戻った時に、十九のところの「地域生活の総合的な支援」というところは、「総合的な施策を行わなければならない」に本当はしていただきたいが、「総合的な支援を行うよう努めなければならない」ここが一番ポイントになるかと思う。私としては「総合的な施策を行わなければならない」というようにできれば望みたい。

(平野委員)

斎藤委員の言われたことはその通り。だがむしろ、ここも含みがある。これは一歩踏み込んだ思いでつくった。施策をつくっても魂がないといけない。施策をつくっても、実際に実行するときに、福祉で言えば、福祉の職員が障害者にかかわるときにどういう姿勢でやるのか。この部分を打ち出したかった。総合的な施策と書いてしまうと具体的な実践はどうなのか。なぜ「支援」にしたかということ、実践のところをこういうことを考えて障害者と向かい合ってやりなさい。実践の姿勢を規範的に示そうということで、「施策」ではなく、「支援」にしてみた経緯がある。

(宗澤委員長)

私も平野委員と基本的に同意見。産湯としての施策で実際に支援に結実させるということ 강조했다かったという趣旨だけです。それから、実はこの条例の中で施策の具体的なところを書ききれない部分は実際にあり、少なくとも、条例が施行される段階で必要な施策の基本形。これとこれは具体化する方向で検討しなければならないということについては、差別事例集をもとに施策課題を整理するという作業はしていますので、12月21日の施策推進協議会の際にこの条例とセットとなった施策の課題を確認した上で、この条例を最終答申する形に持っていきたいという風に予定しています。例えば、今日か昨日かに生活支援センターの皆様からご要望を寄せられたことがあるが、虐待にかかわる中核機関というのが中間報告の段階であったが、中核機関が必要だということは何も変わっていない。虐待に関する調査について、「市長は」ということで市長が主語になっているが、市のほうが立ち入り調査が必要な案件であるということについて責任を持って判断しなければならないという体制をつくらなければならないということは条例で書けるが、中核機関という言葉だと、他の法律にないということを出すので、趣旨を変えずに、施策推進協議会を通じた市の施策に具体化できるような形で全体を精査させていただいたという趣旨でした。

(平野委員)

事務局にも話はしていないが、「支援」にこだわったのは理由がある。「施策」にしてしまうと、施策をつくるのが問題になってしまう。そうすると、「一応、総合的な施策ができたから良いのではないか。」とになってしまう。「支援」にすれば、「そういう支援をつくるのだから、こういう施策をつくる。」という議論になる。そういう議論をするためには、支援をメインにし、それを実現するためには施策をつくるというように持っていかなければ。そういう根拠にするために、もともと条例でどうするのか。今後の方向性を出す時の根拠に使うということで支援にこだわった。

(斎藤委員)

そうすると、「住まいの確保」だけははっきりと施策を講じるようになっているが、どうしてか。

(宗澤委員長)

それは私が提出した居住支援システムの文章があり、要するにもう根拠づけをしたからここについてはこのように書ける。ただそれだけ。つまり、恐らく斎藤委員の心配りをされたい部分は十分な施策になるかどうかだと思う。平野委員が説明されたように、形だけの施策というのはつくることのできる。例えば、さいたま市のような自立支援協議会もあれば、形だけで「ネットワークで全部問題解決しなさい。」

というような自立支援協議会をつくっている自治体もある。それでも「施策としてはある。」という弁解が横行している。それが「支援として結実しない限り、施策とは呼べない。」というような仕掛けを地域生活支援のところだからこそ持っておきたいというような趣旨として、敢えて「支援」という言葉にさせていただいた。

(斎藤委員)

こども考えどころだと思う。障害福祉分野でも、義務規定なのか、努力規定なのかということで、努力規定であるが故になかなか難しかったということもある。条例の限界もあると思うが、可能な限りは次に開けるように、そちらの問題意識から提起をさせていただいた。

(意思疎通等が困難な障害者に対する配慮等) のところに災害の問題が入っているが、できれば災害は意思疎通等が困難なだけでなく、すぐに動けない人もいる。災害のところは別立てにできないかということ強く感じた。そこはいかがでしょうか。

(宗澤委員長)

ご趣旨に異論のある方はおられないと思います。災害対応の項をつくるというのは。

(斎藤委員)

庁内調整大変だと思うのですが、災害は全ての障害のある人たちの問題だと思うので。

(平野委員)

2つの論点がある。こっちに入れるのか、災害対策法に入れるのか。こっちの障害者施策として災害対策を考えるのか、災害施策として、障害者を入れ込むのか。そこは調整が必要かと思う。個人的には、市の災害の基本計画にバンと入れた方が良いのでは。視覚障害、聴覚障害の方で、情報が入らない人に手厚くやるというのは残したほうが良いと思うが、災害弱者に対してちゃんとやるというのは、高齢者も含めて、その辺の調整をしてもらったほうが良いと思う。

(宗澤委員長)

それでひとまずよろしいでしょうか。

(斎藤委員)

はい。その辺が皆さまへのご説明が必要。

(増田委員)

1つ教えていただきたい。「市は」と「市長は」ということと何が違うのか。

「相談支援事業者と連携し、調査を行うことができる」というところは、中間報告にはなく、前回から加わっている。前回も話題になったように、「差別の調査を行う」ということは生活支援センターの業務を拡充していく時に大事なのか。どうしてそのように考えられているのか。

7ページ障害者の就労支援が入ってくるが、その二十三の2では「事業者は」が主語になっているが、「市と事業者は」というように、二十三は「市は～サービス事業所との連携の下～支援を行う」とあるが、さいたま市は身体障害者で自力通勤出来る人だけに就労を絞り込んでいるので、条例の中で広げていくというのが障害のある人にとって大事なテーマになっている。ぜひその風穴を開けていくためには、2に「市の雇用の機会を広げる」ということも入れてほしい。

地域自立支援協議会が重要な役割を担っていくということは伝わってきた。その時に構成メンバーをみると、障害者の権利に関する委員会には障害者は入っているが、自立支援協議会に障害者が入っていない。障害者ぬきにある自立支援協議会でいいのか。このあたり議論があったところかもしれないが、教えていただければと思います。

(平野委員)

市長と市の違い。市という場合はさいたま市の全て、議会も全てひっくるめて対応するという意味。市長というのは行政機関の長であるので行政機関として対応しなすという意味。

8ページ、事業者について。雇用、就労の定着について、主語をはっきりさせなければならない。一義的な責任は事業者にある。それを市がサポートする。2つ並列にすると責任が半々になってしまう。

(増田委員)

市の直接的な雇用を進めるような内容にしたい。今は身体障害で自立通勤できる人にしか雇用の枠がない。それはすごい差別であると常々思っている。この条例をつくるのであれば、差別が是正されるように踏み込んでほしいと思っている。

(平野委員)

趣旨はそういう趣旨。条例にそれを入れるのはどうか。

自立支援協議会について。自立支援協議会で一番大きいことは根拠化。ご存知のように、自立支援協議会は根拠も権限もない。根拠のあるものにしたい。中身がこれ

でいいのかというのはあるが、根拠がないものに根拠を与えたということが一番大きい。生活支援センターについて、今の体制で業務が広がるのは確かに厳しいと思っている。ただ前にもお話したが、虐待とかの際にアンテナをどれだけ上げるか。アンテナをたくさん作っておかないと、ここに行きなさいとないと。そうでないと、生活支援センターに行っても、「うちは虐待の対応ではないから、相談に乗れないよ。」となってしまうのはまずい。たらい回しにはならないようにしたい。全部やってくれというわけではないが、アンテナを張っておく。来た時に、「そうですか、話を聞きますよ。」となるようにしておかないとまずいのではないか。

(宗澤委員長)

2点補足する。地域自立支援協議会。平野委員がおっしゃったように、条例によって明確な根拠をつくる。このことによって先ほどよりご心配いただいている、生活支援センターが虐待や差別についてお話を聞くということが実際に動いていった時に、どんな課題があるのかというのは未知数のところがかかなりあると考えている。従って、地域自立支援協議会にはっきりとした根拠をもたせることにより、そこから必要なネットワーク改善と、社会資源開発等についても、施策推進協議会に対する提言をより実効的に行っていけるということで、まずはここから出発するということにとどめてある。したがって、今後の成り行きによって、5年を目処として条例自体を見直すと規定しているが、その中で自立支援協議会の規定等については検討の余地があると考えている。単純に差別や虐待事案について生活支援センターが背負い込んでくれというような趣旨は全くなくて、先ほど平野委員からご説明があったように、「市長が」と主語にあるように、行政機関が責任を持たなくてはならないという形にはしている。それでは何を意味しているかということ、地域に根をはった人達がいないと具体的な支援ができない。その役割を持ってもらうことによって必要な施策、補助は当然考えなければならない。このようなこととして、私は今後の動きが施策として考えなければならないこととして出てくると受けとめているところです。

(斎藤委員)

宗澤委員長がおっしゃったところとの関連ですが、パブリックコメント用の資料の3ページに、差別の禁止のところに、「差別が行われた場合の相談窓口として障害者生活支援センターを位置づける」と明記されている。例えば差別事例や100人委員会にたくさん出ている、移動支援等の制約や、ヘルパーの時間の問題であったり、たくさん出てきたところは、どんな課題であるかということも含めて、ネットワーク改善や社会資源開発に繋げていくということで機能するかもしれないとも思うが、この間出てきた事例で、例えば、学校で修学旅行に行かせてもらえなかったとか、

アルバムの問題等、教育現場で起きている事例であったり、企業の中での差別の問題が生活支援センターに持ち込まれても助言とあっせんということは難しいと思う。一時的に受付をすることで、そういう当事者や関係者のものすごく辛い思いを受け付けるのは大変なことだと思う。受け付けたりする仕組みに関してはこの条例を習い正していくことと同時に検討課題として、仕組みとして作っていくべきではないかと思う。中間報告のフローチャートではそのようにはなっていなかった。そこも気になっている。

(宗澤委員長)

相談窓口としか書いていないですね。条例案要綱(案)の4ページから5ページにかけて書かれているように、相談窓口にはなるが、そこに全部押し付けてしまうことは考えていない。あっせんを行う等については、ここでいう障害者の権利に関する委員会を中心としてうまく機能していくようなシステムにしていくという案になっている。

(斎藤委員)

一番初めに激しく持ち込むことは生活支援センターでいいのか、もう一度検討してみるべきではないか。

(宗澤委員長)

私としては、本人が単純に自分の障害のせいで困難に直面している。ところが、相談支援の中で、それが由々しき差別であった。つまり、窓口として相談機能も含めて差別や虐待の発見というように持っていかなければダメであろうと考えたことが1つ。平野委員がおっしゃったように、入り口を市で一カ所というようにはしたくない。今後の成り行き如何によっては、もっと枝、ランチをつくることもあっていいと思う。したがって、相談機能を併せ持って、差別、虐待の事案が扱える時のインテークの部分として生活支援センターに期待したい。そこまでを担えるような条件整備の施策化を念頭においての話だが。

(平野委員)

実は私自身も福祉事務所のケースワーカーをやっていた経験から、差別や虐待のことを家族や本人が話すことがものすごく大変。もしかして、自分に自信がなかったり、「これでいいのか。」「言っているのか。」ということもいっぱいあったりする。福祉事務所で仕事をしていても、病院のことや職場のことも持ち込まれる。「そうだね、それは辛いよね。」「おかしいよね、おかしいことなのだから労働基準監督局に言ってみたら。」「2階にある労働事務所に一緒に行こうね。」と、一旦受けと

めてやっている。一旦受けとめて回しているというのが実際の対応。今の生活支援センターもそういった対応をしてくれていると思う。一番怖いのが、「それはうちではないよ、2階に行って。」というような対応は一番まずいとおもう。跳ねられてしまったら2階に行かないと思う。一旦受け止めて次に繋げるということは既にやっていると思うし、一旦受けとめるということをしなないと障害者も家族も厳しいと思う。そういうことを相談する時に意識してほしい。県で苦情解決もやっていたが、相談支援センターへの苦情も来ていた。うちのことではないかもしれないけれど、「何とかしないとおかしいよね。」と受けとめるというところをどっかで作ってもらうというのは大事ではないか。

(宗澤委員長)

相談窓口としては平野委員が仰った通り。生活支援センターに窓口としての役割を担ってもらう基本理解として、さいたま市の障害者生活支援センターの設置要綱そのものの中に「権利擁護の役割を果たす」というのがもともと入っている。単純に整合性をつけた。そこでそのような意見が出てくるとは考えていなかった。

(斎藤委員)

それは、自立支援法に規定されていて、権利の擁護が入っているので、平野委員がおっしゃったことは当然だと思う。前回の時も申し上げましたが、中間報告では、差別を受けた市民又はその代理人は市の障害福祉課又は各区支援課に申告というフローチャートになっている。これに関して100人委員会でも意見は出ているのですから、そういう観点でいえば、障害福祉課、支援課等も一旦の受け止めというところでは公的な部分を置いておくべきではないかと思う。

(平野委員)

中間報告の後にこういう議論があった。障害の差別については、行政の窓口対応の差別という話が出てきた。行政の窓口だけでは大変だろう。違うところからやってくれるところをつくらないと救済にならないだろう。区役所の対応が悪いときに、区役所に行けというのもどうかと。違うところから支えてくれるところをつくったほうが実効的ではないか。

(宗澤委員長)

これもこの場で言いたくなかったが、この間、「各区支援課の対応がひどい。」というご意見を差別事例集も含めて、様々に頂戴したからこそ、自立支援協議会の中で、相談支援指針づくりというのをやってきた。私自身は、虐待と差別事案への対応については、条例が施行されて以降、現実の動きの中でいくつも必要なことは考え直

していかないといけないとは思っているが、支援の実際については経験の蓄積が大事な領域だと考えている。相談支援指針をつくらなければならなかった背景としては、行政は人事異動で経験が蓄積されないから、ミニマムの指針を定めようということ余儀なくされてきた。それでもさいたま市の場合には、相談に関する役割を担える福祉職の採用をそれでもまだ優先している事実がある。しかしながら、当面、支援の蓄積ができるような体制になるということは、途方もなくよめない。行政責任を果たすということは、「市長は」という文言ではっきりとさせているのだから、実際に担っていただくところは、生活支援センターをメインに考えている。行政責任ははっきりしているのだから、支援が実効的になり得るような条件整備は行政責任になるということが考えうるような条例文を目指してきた。

(斎藤委員)

その辺のところもよくわかったつもりだが、ダブルトラック、トリプルトラックということで、支援課の窓口も同列に、実際に差別を受けたと思う人は、「こういうことが差別ですよ。」と形作っていくまでに検討の余地があると思う。生活支援センターだけをこのところで押し出していくのはどうなのか、気になるところではある。

(増田委員)

私もフローチャートが今回は出されていないので、文章だけだと分かりにくい。中間報告案のところでは障害福祉課がきちんと位置づけられていることへの安心感を持った方もいると思う。支援課の人的配置が難しいから、生活支援センターというような消去法というのは、本来ならば市民に最も身近な支援課の質の向上を掲げていただいたほうが暮らしやすい街になるのではないかと。支援センターにいくら加配があったとしても保障がないわけですから、色々なものを盛り込んでいくと、その機関がダメになっていくこともある。せっかく育ててきた生活支援センターがそういう形で疲弊していくのは心配。公的なところできちんとみてもらいたい。虐待対応機関が文言上にできないからというのはあっても、実際に虐待対応機関が独立した形であって、そこと連携する形で各区支援課、各区生活支援センターが動くというのはできると思う。各区支援課、各区生活支援センターとは別に虐待対応機関ができると思っていた。設置の方向は模索したい。

(柴野委員)

九だけ、「障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業を行う相談支援事業者と連携し」とやけに詳しくなっていて、障害者自立支援法に基づいてこの相談窓口になっているわけではないですね。

(平野委員)

法律上こういう表現をしなければならない。これでないとは相談支援事業者にならない。

(柴野委員)

その相談機関として、ここの条例に基づく差別の相談を受けるということを中心に盛りこんだということですね。でも条例に基づく独自の相談機関なり、窓口なりがあってもいいのではないかとということもあり得るということですよ。

(平野委員)

条文の読み方ですが、九は「市長は～」となっており、基本は市長の責務。ということは支援課の責務。個人的には支援課の仕事を免除する気はないし、ここはやってほしい。また、「連携し」となっているが、相談支援事業者は協力機関という位置づけ。あくまでも市長がやる。相談支援事業者は連携してやる。あくまでも連携の範囲。メインは市長と要綱ではなっている。相談支援事業者あくまでも協力するという機関。

(宗澤委員長)

実は、差別虐待事案の対応システムの実際というのは、検討課題が山のようにあるということは理解しています。一応、これから年度末にかけてこれが議案となり、議会を通過したとしても、差別と虐待に対する対応システムを具体的にどういう風にしなければならないかということは、実際には平成24年度からの障害者総合支援計画に載る施策の課題だと考えています。つまり、現時点で色々なご心配があるということは理解していて、検討課題があるということについての確認を21日の施策推進協議会でさせていただいた上で、考え方として、だいたいこの辺でご理解いただけないかということなのです。したがってこのシステムの実際ということは、実際には来年度を通じて子細に検討させていただきたい。つまり、今の時点である程度までといっても、これまで扱っている虐待事案の整理もしきれていないので、その部分のご心配はわかるので、そういう風にひとまずのご理解をいただきたい。

(斎藤委員)

それでいいと思います。きちんとそこも検討していったほうがいい。何しろ、差別禁止法も障害者の虐待禁止法もない中で、基礎的自治体としてこのような条例を生み出すというのは、みんなで色々検討して、できるだけ現実に備えられるようにしていくということで、システムと具体化ということを経後の課題ということでここで確認できるのは意義がある。

(宗澤委員長)

先ほど、「居住サポートでそこだけはっきり書いている。」というご指摘も受けましたが、差別事案の中に居住関係のことはものすごく多い。地域支援と一体となった権利と営みを実効的なものにするためのシステムを全体的に考え直さなければならない課題をこれまでの経験の蓄積を踏まえて、総合的に検討しなければならない局面にあると考えています。そういう意味で平成 24 年度からの障害者総合支援計画の施策形成にむけた課題として重く受け止めて、それが課題であると確認した上で、答申をさせていただければと考えています。

(鈴木委員)

地域自立支援協議会ですが、委員の中に医療関係が明記されていない。つくる時に医療関係者、特に精神障害に関しては医療関係者を入れてほしいと要望したが、そのままになっている。さいたま市立病院も含めて公立の先生もいらっしゃるし、民間に限らず、だめなら保健医や看護など医療に直接かかわっている方を入れてほしい。

(宗澤委員長)

ご要望は活かしたいと考えています。とりあえず関係団体、関係行政機関というところで含めて、個別領域の必要については、とにかくできる限り活かしていくという方針で。

(鈴木委員)

医療、保健の言葉がない。

(事務局) 小暮主任

今現在の状況では、保健所の保健士やこころの健康センターの方や精神保健福祉士の方が入っています。分類といたしまして、お医者さんは学識経験者の中に入る。先ほどの保健等の文言については「関係行政機関の職員」というような言い方になっている。そちらのほうについては内規のほうで明らかにしたい。運用自体もそのようにさせていただきたい。

(嶋垣委員)

委員会や協議会は人数を 10 人以内、12 人以内と規定しているがこれは理由があるのか。聞かせていただきたい。あとは今回、谷間の障害も含めて、従来からある身体障害、知的障害、精神障害に加えて、いわゆる難病やそれ以外の方も含めている。そういう意味では、この人数で網羅できるのかが不安。人数の規定があるのであれ

ば、例えばもう少し臨機応変に委員をオブザーバー的に増やしたりできるようにしたほうが今の時点では良いのでは。何で 10 人、12 人と規定しているのか。いまいちわからない。

(事務局) 小暮主任

人数の根拠といたしまして、何人設けるといような根拠が特にあるわけではないが、大きな会議としては 20 人程度というのがある。地域自立支援協議会の話でいえば、この下にサービス調整会議やコーディネーター連絡会議がぶら下がってくる。そのコアの部分が一番上のところにあるという形でお考えいただければと思う。ですので、領域別の部分というのは、そういった地域自立支援協議会の中で議論する時に、作業部会をつくるというように組み込んでいくという形で、あくまであまり膨張しすぎないように現行を参考に人数をつくらせていただきたい。

(嶋垣委員)

詳しく書かなくてもいいが、下にこういう会議がありますというのは入れられないのか。

(宗澤委員長)

一応、これまでの文章の中に下にある組織は何年も前に公開している。事務局の代わりに説明すると、人数が決まっているから、協議会などを開く予算をつくることのできるという部分がある。逆に予算がつかなかったらその協議会は開けない。すると、嶋垣委員の指摘にあるように、必要に応じて臨機応変にということがどうしてもこの領域では必要。だからワーキングだとかそういう形で時々課題に応じて、必要な会議の開き方ができるような、予算に縛られない形を過去 8 年間追求してきた。だから行政の付属機関なので予算を確定しておかなければつけれない。それに縛られると必要なことができないから、予算外ではあるが、作業部会で臨機応変に必要な人が参加して議論できるという仕組みをこれまで追求してきたところです。

(平野委員)

昔は若干名ということで規定したが、最近は総務省から「公的な付属機関に関しては人数を決める。」というのがスタンス。なぜかという、予算の問題もあるが、民主的な問題もある。若干名の場合、審議会に 10 名いても、気に食わないからと市長が 15 名新しい人を入れてしまうと押し切れてしまう。そういうことがあるとまずい。それから通常 9 ページ目にあるように (1) から (7) があるとしたら、7 人以上いないとそれぞれの分野から出せない。若干名にしてしまえばその保障がなくなってしまう。そういうことでは、一定の数をつくって設定するのは最近の条例のつく

りかた。それだと無理があるので下に部会をつくったり、条例検討専門委員会のように臨時の委員会を設定する。

(嶋垣委員)

あとは、個人的には、増田委員から指摘があったように、片方に障害者とあって片方には障害者がいないのは違和感があります。

(宗澤委員長)

自立支援協議会の中で障害者を排除してきたという趣旨はいささかたりともありません。ここでいう関係団体の代表者という形でこれまでの加わっていただけてきました。ただ自立支援協議会の基本的な性格がネットワーク改善と社会資源開発の課題を明らかにしていくというのがあったから、これまでの中で委員として障害当事者という明記がなかっただけです。

(嶋垣委員)

私が申し上げたいのは、委員長の話と逆で、逆になんで「障害者」というのをだしているのか。市民代表という項目もあるのだから、なんで障害者というのが載っているのかこれは違和感がある。

(平野委員)

施策推進協議会でいうと、もともとは国の法律、障害者基本法。「障害当事者を入れなければいけない。」というがあるので、当事者というのを明確にするために、敢えて障害者と言っている。自立支援協議会は組織の集まり。だから障害者個人ではなく、関係団体の人にきてもらう。団体のネットワークというイメージ。そういう役割の違いがある。どういう風に違うかという、嶋垣委員もそうであるが、施策推進協議会が組織に属していなくても、障害当事者であればいい。個人で発言できる。自立支援協議会は団体間のネットワークを図るので、団体のトップとしてきてほしい。このような違いがあるので、関係団体でなっている。自立支援協議会は、組織の代表としてきてほしい、そして組織に返してほしい。そういう違いが表現の違い。必要なのは障害者を排除をしないということ。そういう意味では、障害関係団体と書くことも考えられるが、そのように書くと、縛りができてしまうので苦し紛れにこのようになってしまっている。

(宗澤委員長)

地域自立支援協議会についてはこれからはじめて根拠を持つことになるので、先ほども申し上げたように、役割や構成についてこの5年の中で明らかにしていきたいとい

うことで考えたいというような気持ちがある。「関係団体」のような形で広くも細くもできる形にしたかった。

(斎藤委員)

市長を本部長とした障害者施策推進本部はなぜなくなったのか。

(事務局) 小暮主任

実は条例上で推進本部を規定することができないという決まりがあった。それをつくると、そこに局長がいて、その下に部下がいてというような組織になってしまう。他の本部をつくっているところとしては、男女共同参画条例や環境関係の条例があるが、どのような形で庁内に検討会議を置いているかという根拠を探してみると、市の責務のところで「総合的にかつ計画的に」と書いた。基本的に庁内の計画を全体的、総合的にやるという意味合いで推進本部ができるが、ここを根拠につくっていると聞いた。推進本部を設置すると、保健福祉局をつくるようになってしまうので、そこは削除。考え方としては、市長もタウンミーティングで申し上げますように、庁内の組織は設置するというご理解いただきたい。

(斎藤委員)

よく分かりました。12月3日に100人委員会を開いていただけることは大変いいことだと思っています。私自身もこの1カ月で懸命に考えていたが、今度の100人委員会にいらっしゃる方たちはこの凝縮されたものはなかなか理解できないと思う。私自身はこの条例が生み出される意義は大変高いと思っているが、ものすごく期待が高いために、本当に色々な限界値や課題のようなこと背景もちゃんと分かっていくことが次の力になっていくと思う。100人委員会の組み立て方や共有の図りかた、パブリックコメントも含めて可能な限り良くできる意見や知恵を最後までぎりぎり追求していく必要があると思います。

実は、この間の日曜日に今の国の制度改革推進会議のところで、内閣府主催の地域フォーラムが埼玉で行われた。そのシンポジウムの打ち合わせをするところに私はたまたまいたが、内閣府の方から、「さいたま市で差別禁止条例ができるので、そのことも取り上げたらどうか。そのことが国の動きも促進していくのではないか。」という話になった。

推進会議の中西由起子さんがおいでになり、さいたま市は権利条例ができると聴いている。WEB サイトにも載っている、ぜひこれは大事なことではないかということで、急遽主催者のご挨拶の中にもそれが入り、大変期待があるということがあった。昨日の制度改革推進邦舞で、さいたま市の権利条例が披露されていた。政令市で初めてということも強調されていた。生み出す責任、生み出した以上に、それに恥じ

ないものをつくっていくということも含めて、中身を良くしていくという意味では、100人委員会の皆さんと十分に、「こうすることで次はこうやっていくのだな。」という力が込められるような、「しかしながらこれが課題でそれはやっていかなければいけないのだな。」ということがあるような100人委員会に是非していかねばいけないのではないかと思います。

(宗澤委員長)

非常に的を射たご指摘をいただきました。時間の関係もございますので、そろそろ議論を閉じたい、敢えてのご意見ございますでしょうか。

繰り返しになりますが、資料3として、未定稿として提示されているものですが、教育委員会の方がお引き受けいただいたのは、話し合われてきたように、1つには市内の人権教育の教材にし得るということを十分にご理解頂いた上で、教育委員会に快くお引き受けいただいた。それについてはご報告申し上げたい。本日の資料は、とりあえずということでしたので、今後煮詰めた段階で皆様にお目通りいただいた上で、修正が必要だとお考えのところは御指摘いただければ、出来る限り最後まで努力していきたいと考えておりますので宜しく願いいたします。

それでは、本日の議論を持ちまして、条例検討専門委員会におけるオフィシャルな検討は終了いたします。これまでの条例検討専門委員会、条例について話し合う100人委員会における議論をまとめさせていただいた最終報告案を、鋭意努力して作成しているところです。本来であれば今日にと思っておりましたが、単純に実務作業のパンク状態から間に合わなかっただけで、今日のご意見も反映し、速やかに今月下旬までに全ての議論をまとめた最終報告案を事務局から送らせていただき、その上で障害者施策推進協議会に報告させて頂きたいと考えております。

それでは、以上をもちまして決められた議事は全て終わりとなりますが、事務局のほうから何かございますか。

3 その他

(事務局) 吉野補佐

先ほども申し上げましたが、今後の条例づくりの動きについて説明致します。本日の議論を受けまして、明後日18日から12月17日までパブリックコメントを実施いたします。また、12月3日に最後の条例について話し合う100人委員会を開催し、平成22年12月21日火曜日に第5回障害者施策推進協議会を開催し、答申を行い、条例の検討についてはすべて終了することとなります。その間、専門委員の皆様には、宗澤委員長から御案内があったように、最終報告案を今月下旬に事務局から送らせて頂き、12月初旬をめどに、ご意見等を頂戴したいと考えております。答申後の流れにつきましては、推進協議会やパブリックコメントを踏まえて修正した条例

案を、市の法規審査会に諮りまして、年明けに市長が2月議会において市が提案する条例案として決定いたします。その後は議会で条例案を審議することとおなりました。

それでは、最後となりますが岡村障害福祉課長から御挨拶を申し上げます。課長、お願い致します。

(事務局) 岡村課長

昨年の12月設立準備会から今日まで、丸一年間、公私共に大変お忙しい中を、この条例づくりに御尽力を賜り、誠にありがとうございました。このたびの条例づくりは、市民による市民のための条例づくりということで、何もないところから議論を始め、条例について話し合う100人委員会や関係団体等へのヒアリングを重ね、中間報告、そして条例の要綱(案)をまとめていただきました。改めて、心から感謝を申し上げます。今後も、条例案要綱(案)に謳われております理念を広く市民の皆様へ周知すると共に、障害者施策の充実を図って参りたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様には、ご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。意は尽くせませんが、御礼の言葉とさせていただきます。本当に、長い間ありがとうございました。

4 閉会

(宗澤委員長)

それでは、以上をもちまして、「第10回条例検討専門委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。